

**【表紙】**

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年 6月23日
【会社名】	サッポロホールディングス株式会社
【英訳名】	SAPPORO HOLDINGS LIMITED
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 上條 努
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区恵比寿四丁目20番1号
【電話番号】	03(5423)7213 (経営管理部)
【事務連絡者氏名】	取締役 経営管理部長 溝上 俊男
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区恵比寿四丁目20番1号
【電話番号】	03(5423)7213 (経営管理部)
【事務連絡者氏名】	取締役 経営管理部長 溝上 俊男
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 証券会員制法人札幌証券取引所 (札幌市中央区南一条西五丁目14番地の1)

## 1【提出理由】

当社の連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュフローの状況に著しい影響を与える事象が発生しましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号の規程に基づき提出するものであります。

## 2【報告内容】

特別損失の計上について

### (1) 当該事象の発生年月日

平成26年6月20日

### (2) 当該事象の内容

平成26年6月20日の取締役会において、当社連結子会社であるサッポロビール株式会社における酒税の自主的な修正申告について決議いたしました。

同社は、昨年6月に発売した「サッポロ 極ZERO(リキュール(発泡性))」の税率適用区分に関連し、国税当局から要請されている資料・データの検証作業を進めておりますが、同社において、国税当局の酒税法に関する法令解釈に沿った形での事実確認にはいまだ至っておりません。

以上の状況及び外部専門家の意見を踏まえ、同社では、財務的な追加負担軽減の観点から自主的に修正申告を行うことといたしました。

なお、同社としましては、「極ZERO」は「リキュール(発泡性)」に該当するものと認識しておりますことから、今後かかる同社の認識を法令上の手続きに則って主張すべく、外部専門家の意見を仰ぎつつ必要な対応を行っていくこととしております。

### (3) 当該事象の連結損益に与える影響額

本件に伴い、当社では税率適用区分の修正による酒税納付額の差額(含む延滞税)として見込まれる116億円を平成26年12月期第2四半期連結決算において特別損失として計上いたします。

以 上